待遇改善運動　經過報告

市の吾等に對する雇傭條件が如何に低劣であるかと云ふ事は吾等が過去二年に亘つてあらゆる機會に指摘した處であつた。たとへば傭人規定の約十年間も改正せざるが如き社會の進運に應ずる幾多の新施設の如き何等の手を下さうともしなかつた。

こゝに於て吾等は具體的の案を提げて當局に交渉する事となつた。其第一回が去一月二十三日の十六項に亙る獻願書なるものであつた、而して一方連日連夜市内の各所に演説會を開き或はビラの撒布市會議員諸氏の訪問等を行ひ市民の注意を喚起して諒解を得る方法を採つたのであつた。

三月に入つて年度末の人員の整理による解雇者を出さゞる事を先言明した。

越えて五月左の聲明書を發表した。

一、賃金三割値上要望ノ件

道路局保健局關係傭人ノ賃金ハ他ノ類種ノ作業ニ從事スル官公衙及會社ノ傭人ノ賃金ニ比シ相當ノモノト認ム

二、退職手當規定制定要望ノ件

傭人ニ對スル現在ノ退職手當給與制度ハ待遇ノ上ニ於テ充分ナリトハ考ヘズ市全體ノ問題トシテ考究中ニシテ幾分改善ノ要アリト認ム

三、職務上ノ傷病者ニ對シテハ既ニ市ニ於テモ相當保障ヲ爲シ工場法ニ依ルモノニ比シ大體ニ於テ遜色ナキモノト認ム

四、雨中ノ作業廢止要望ノ件

事業ノ性質上雨中ト雖作業ヲ廢止スル能ハサルノミナラス之ヲ廢止セサルカ爲特ニ增給爲シ難シ

五、防水服ノ完全ナルモノヲ

給シ簑笠廢止方要望ノ件

防水服ニ就テハ相當改良ヲ圖リタキ意思ヲ有シ目下考案中ニ屬スルモ道路局關係ノ傭人ニ給與セル簑笠ト防水用トシテハ其目的ニ副フモ耐久力ニ乏シキヲ以テ差當リ簑ノミヲ年二着ヲ支給シ目下考案中ニ係ル物ニ就キ一部試驗的使用ヲ爲ス見込

六、時間外勤務ニ對シ一時間三割以上歩增要望ノ件

多少增額ノ必要アルニ依リ勤務時間ヲ標準トシ給與スルコトニ改正ノ見込

七、箱番ノ完全ナルモノ設置要望ノ件

事業ノ性質ニ依リ箱番又ハ「テント」ヲ設備スヘシ

八、浴場設置要望ノ件

汚物捕除塵芥處分乃至測溝浚渫等ノ作業ニ從事スル者ニ對シテハ未タ其ノ設備無キモノニ限リ設備スル意志ヲ以テ實行手段ニ付考慮中

九、兵事關係ノ服役者ヲ解傭セサルコト及徴兵檢査並點呼召集ヲ公休トスル件

現役服役及戰時事變召集ノ場合ハ要求ニ應シ難キモ唯教育召集及豫後備ノ勤務演習召集ノ場合ハ之ヲ解傭セズ徴兵檢査並ニ點呼召集ハ其當日限之ヲ公休ト爲ス見込

十、臨時工夫人夫ノ待遇上ニ於ケル一切ノ差別撤廢要望ノ件

名實相伴ハサルモノニ對シテハ之ヲ相伴ハシムル樣目下處理中ナルモ實際臨時用務ノ爲ニ雇傭スルモノニ對シテハ之ヲ全然定傭ト同一ニ取扱ヒ難シ但シ臨時傭人ト雖モ六十日以上勤續シタル者ニ對シテハ定傭人ト同一ノ公休ヲ與フル見込

十一、臨時撒水夫解傭ノ場合一ケ月以上ノ手當支給要望ノ件

目下市全體ノ問題トシテ考慮中

十五、低利資金ノ貸與要望ノ件

將來ノ問題トシテ考慮スヘキモ差當リ實現ノ見込ナシ

以上

右ノ聲明ニ對シ「吾等ノ期待は裏切られた、吾等は更に強く迫らなければならぬ」との議直ちに成立し直ちに其具體的方針を決定した、而して其第一着として先其聲明のつかみ處のない文意について質疑し合せて其誠意の有無を知るべく當局を訪問した、然し當時既に市の首腦幹部の更迭する所となり後任未だ定まらず定まりたる市長は病氣のため市政を見る能はざるの狀態であつた爲め、其安定を待ちつゝあつた。

斯くて市主腦部の安定其緒に着たるを以て八月七日週日の考慮期間を置いて回を求むる要求書を提出したこれに對して同二十一日は左の聲明書を發表した、

一、賃金ニ關スル件

我國道路技術發達ノ程度大體ニ於テ普通勞働ヲ以足リ現ニ東京市ニ於ケル數ノ專門的勞働者ノ如キ自給自足ニ依ル實狀ナルト以テ最低額ヲ定ムルコト困難ナルモ實際ニ於テハ數ノ將例ヲ除ク外一圓五錢以上ニテ採用シ居ルヲ大體要求ノ趣旨ニ副ヘモノト認ム

增給ノ件ニ就テハ道路衛從業員組合ノ嘆願ニ對シ明ノ通リ

二、定期昇給ニ關スル件

技術ノ進歩優秀ニシテ勤勵ナルモノハ定期ニ昇セシムルノミナラス特ニ等ナルモノニ對シテハ定ニ拘ラス特ニ拔擢スコアルヘシト雖其ノ昇給額最低額ヲ以テ定ムルコト得ス其他現行ノ方法ヲ大合理的ト認ムルモ可成要ノ趣旨ニ副フ事ヲ期スヘシ

三、賞與決定標準ニ關スル要求ヲ認ム

四、雨中作業賃金割增ノ件

道路保存作業ノ性質上雨作業ノ性質ヲ非常作業ト認ル能ハス從テ防水衣ノ改等ニ就テハ力ヲ致スヘキ賃金割增ノ要求ニハ應シ

五、時間外勤務賃金割增ノ件

市全體ノ問題トシテ目下議中

六、兵事服役解除後ノ復職

勤務年限ニ關スル件

缺員アル場合ハ再ヒ採用ヘシト雖兵事服役中ノ期ハ之ヲ勤續年數ニ算入ス

七、臨時傭人解雇手當ノ件

臨時傭人ニシテ比較的長ニ亘リタル場合ノ待遇ニテハ定傭人ニ準シ取扱フ込ニシテ目下審議中

八、公休及賜暇日數增加ノ件

市全體ノ問題トシテ目下議中

聲明書

吾等の待遇改善は當局者諸君の誠意に依て其實行が順次緒に着きつゝある事を看取する。

然しながら吾等の此要求に對する市の聲明は充分なりとは思はないが誠意の如何によつて運用上に於て可なりの彈力性のあるものと考へる、まだ一方より視る時は吾等は市民に直接奉仕する市の從業員であり、然も帝都復興の途上にある重大なる秋である。これを思ふて吾等は忍べるだけ忍ばなければならぬ。

吾等は右の理由に依て此問題について一時こゝに打切る事にする從つて本組合のこれに關する特別機關は解體する。

而して其實行の程度及時期については暫く沈默して當局諸君の誠意を見まもる事にする。

然しながらそれが吾等の意志と甚しき相違ある時は自ら別な問題に屬するものである。

大正十五年九月十九日

東京市從業員組合

△▽

望ノ件

カ、ル短期間ノ傭人ニ對シ解傭手當ヲ給與スル能ハス

十二、作業服ノ改良及工手級ニモ被服給與要求ノ件

工手級ニハ給與シ難キモ作業服ハ相當改良スヘシ

十三、週休制度要望ノ件

現在ニ於テハ認メ難シ

十四、電氣局ニ準スル共濟組合ヲ設置シ從業員ノ委員ニ依テ管理スルコト要望

公共事業の正體

自由論壇

我々の雇主たる東京市は自治體であり同時に東京市の事業は都市に於て必要缺くべからざる公共事業である。

若し我々が一時間乃至一日手を休めることは都會の秩序だけ履行して來たか私は市當局者が事實の例を擧げて反駁する事を待つてゐる。

第三に組織である東京市は自治體であり民主的だと思ふと大間違ひで、區會議員が岡

（一面五段目より續く）

其の爲に、大會と、組合の執行各機關の關係は殊に密接でなければならない。然して、此等の目的に關ふ樣な機關が選出されるのは、やはり大會に於てであるから、此の意味から云つても、組合運動の全責任が組合大會にある譯だ。

（一面八段目より續く）

打つて一丸に融合したものではないか。

然る以上、政黨の支部は、其の地方に於ける各組合支部を完全に打つて一丸とした。組合とは獨立の無產階級機關でなければならない。

我市從業員組合の勞農黨支部に對する根本方針は以上の如くだ。我々は、一切の障害を排して、此の既定方針によつて組織運動を押し進めて行かなければならぬ。

（三面四段目より續く）

我々は資本家階級に依て現在の社會の革正勞働者の生活安定は到底望めないことであつて勞働者自身の力即ち團結の威力を以てのみ解決されると信じてゐる。

今や資本家階級は勞働者の延長勞働賃銀の低下手當及賞與の減少に依て益々勞働者の生活の低下せしめてゐる樣とするそれが資本家根性でなくて何であるか。

我々に任務を負はせる前に先づ我々をして公共事業の勞働者らしい待遇を與ふ可きである我々は殊更に好んで公共事業に從事するものでない、我々は明日のパンを得るためだ若し我々がパンに窮した場合は待遇改善の要求をする若しその要求を得ざる場合は力に訴へる事は必然である。

吾々の進む可き道が「ハッキリ」と我々の前に展開されてゐる我々は力で進む即ち團結した力を以て自分達の生活苦を打開しなければならない

資本主義社會に於ける勞働者はその職業が何であらうとも勞働階級の階級的利害は一致してゐるのだ。

我々の前には幾多の難關が控へてゐる壓迫、缺首、威嚇、惡法、買收、等我等は此等の凡ゆる障害を排して飽迄、組合旗の下に結束して進まなければならない。

我々の解放は只團結あるのみ

（麻布、TY生）

戰線

英國炭坑爭議

一時總同盟罷業を以て英國全產業を停止せしめて全世界を震駭した。その中心たる炭坑爭議は最近交涉再開したが再び不調に終つた。

然し乍ら炭坑夫組合は既に數十日の苦鬪にも屈せず飽迄爭議してゐる。此の爭議の解